ハ左ノ通リ之ヲ定ム
第五條　定期總會ハ每年一回開催シ
臨時總會ハ必要ノ場合ニ於テ理事會ノ決議ヲ經テ
又ハ總會員ノ五分ノ一以上ノ請求アリタルトキ
之ヲ召集ス
第六條　總會ハ本會ノ最高ノ議決機關トス
第七條　總會ハ左ノ事項ヲ議決ス
一、前年度事業報告、收支決算及財產目錄ノ承認ニ關スル事項
二、芸術奬勵ノ基金保管法ニ關スル事項
三、會長別ニ定ムル重要事項
四、會則ノ變更ニ關スル事項
五、會員ノ除名ニ關スル事項
第八條　總會ノ議事ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル
第九條　總會ノ議事ハ會員ニ通知スルヲ要ス
第十條　總會ノ議長ハ會長之ニ當ル
會長故障アルトキハ副會長ノ一人之ニ當ル
第十一條　總會ノ議事ニ付テハ速記者ヲシテ之ヲ記錄セシメ
議長之ニ署名スルモノトス
第十二條　會員ニシテ總會ノ決議ニ違反シ又ハ會則ニ違背シ
其ノ他會員タルノ名譽ヲ傷ケタル行爲アリタルトキハ
理事會ノ決議ニ依リ除名ス
第十三條　理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス
第十四條　理事ハ總會ニ於テ會員ノ中ヨリ之ヲ選舉ス
第十五條　理事ノ任期ハ二年トス
但シ重任ヲ妨ケス
補缺ニ依リ就任シタル理事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
第十六條　理事ハ互選ヲ以テ會長副會長各一人ヲ定ム
第十七條　會長ハ會務ヲ總理シ會ヲ代表ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキ又ハ缺ケタルトキ
之ヲ代理ス
第十八條　理事ハ會長ノ召集ニ依リ理事會ヲ開ク
理事會ハ會長ノ必要ト認メタルトキ又ハ理事三人以上ノ
請求アリタルトキ之ヲ召集ス
第十九條　理事會ハ左ノ事項ヲ議決ス
一、理事會ノ議決ヲ要スル事項
二、芸術奬勵ノ基金保管法ニ關スル事項
三、芸術奬勵ノ基金ノ運用ニ關スル事項
四、會則ノ變更ニ關スル事項
五、會員ノ除名ニ關スル事項
六、會則ニ規定スル事項
第二十條　理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル
第二十一條　理事會ノ議事ハ會員ニ通知スルヲ要ス
第二十二條　理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル
會長故障アルトキハ副會長ノ一人之ニ當ル
第二十三條　芸術奬勵ノ基金ノ運用ニ關スル事項ハ
本會ノ基金ニ依リ生ズル收益ヲ以テ之ヲ支辨ス
但シ其ノ收益ヲ以テ支辨スルヲ得ザルトキハ
臨時ニ會費ヲ徵收スルコトヲ得
第二十四條　本會ノ經費ハ會費ノ外左ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス
一、基金ノ利子
二、寄附金及補助金
三、芸術奬勵ノ基金ノ運用ニ關スル事項ノ收益
第二十五條　會費ハ左ノ通リトス
一、名譽會員ハ會費ヲ納ムルコトヲ要セス
二、特別會員ハ金壹圓ヲ納ムルモノトス
三、普通會員ハ金五拾錢ヲ納ムルモノトス
第二十六條　會員ニシテ會費ヲ納メサルトキハ
理事會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルヘシ
第二十七條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ
翌年三月三十一日ニ終ル
第二十八條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ
會長之ヲ調製シ副會長ノ一人ヲシテ之ヲ檢閱セシメ
翌年ノ五月ニ於テ總會ノ承認ヲ受クルモノトス
第二十九條　本會ノ會則ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得
第三十條　本會ノ會則ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ施行ス
本會ノ設立ニ關スル事務ハ發起人ニ於テ之ヲ處理ス